

## 岡崎市市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者候補者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務の詳細)

第2条 委員会の所掌事務の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の募集に係る資料や選定基準に関すること。
- (2) 指定管理者候補者の選定に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の運営をつかさどり、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第5条 委員長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
  - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
  - (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- 2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
  - 3 会議は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条の規定に基づき、非公開とする。

(資料提出その他の協力)

第6条 委員会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、委員会への出席、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、岡崎市都市基盤部市営住宅課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会で別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、市営住宅・特定公共賃貸住宅指定管理者を指定する日を以って、その効力を失う。